

総合教育会議の概要

1 総合教育会議について

(1) 設置の根拠・目的

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正（平成27年4月1日施行）に伴い、市長により設置されるもの。

市長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層、民意を反映した教育行政の推進を図ることを目的とする。

(2) 位置付け

市長と教育委員会の協議・調整の場（重要な施策等について決定をする場ではなく、あくまで話し合う場）。

協議とは・・・自由な意見交換のこと。

調整とは・・・教育委員会の権限に属する事務について、市長の権限に属する事務との調和を図ること。

2 協議・調整事項

(1) 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定める「大綱」について

(2) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため、重点的に講ずべき施策について

(3) 児童、生徒等の命や身体に被害が生じた場合、又はまさに被害が生じると見込まれる場合などに講ずべき措置について

3 審議の調整結果について

市長と教育委員会は調整のついた事項について、その結果を尊重しなければならない。